**清瀬市市制施行５０周年記念冠事業基準**

（趣旨）

　２０２０年に市制施行５０周年を迎えるにあたり、市民団体等が実施する事業に**「清瀬市市制施行５０周年記念」、「清瀬市市制施行５０周年記念事業」**と表示し、事業実施の際に作成する印刷物、物品等に**「清瀬市市制施行５０周年記念ロゴマーク」**を使用することが出来ます。

（対象事業）

冠事業の対象となる事業は、平成３１年４月１日から令和３年３月３１日までの間に実施する事業で、次のいずれかに該当するものとします。

（１）市制施行５０周年を祝い、あらゆる世代の人が参加でき、市民の一体感の醸成を図る事業

（２）清瀬市の魅力を市内外に発信することにより、市の活性化に資する事業

（３）地域の文化、伝統等を再認識し、郷土愛を育む事業

（４）市の更なる発展につながる事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象となりません。

（１）市の名誉を傷付け、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれがある事業

（２）法令又は公序良俗に反する事業

（３）政治、思想又は宗教活動を目的とする事業

（４）営利を主たる目的としている事業。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

（５）反社会的な活動を行う団体と関係がある事業

（６）その他、市長が不適当と認める事業

（冠の種類）

（１）名称「清瀬市市制施行５０周年記念」、「清瀬市市制施行５０周年記念事業」

（２）清瀬市市制施行５０周年記念ロゴマーク

（申請）

冠を使用したい場合は、清瀬市市制施行５０周年記念冠事業承認申請者に必要な書類を添えて、提出していただく必要があります。

（申請期間）

　平成３１年４月１日～令和３年３月３１日